口大野地区公民館施設等使用規則

（目的）
第１条　この規則は、口大野区が所有する口大野地区公民館等（以下「公民館等」という。）を公平かつ適正に管理運営するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の範囲）
第２条　口大野区長（以下「区長」という。）が使用料を徴収し許可する公民館等の施設設備及び備品等（以下、「施設等」という。）は次のとおりとする。
　なお、公民館長が所管する設備等はこの範囲から除く。
（１）集会室、会議室、調理室、旧口大野小学校体育館
（２）前号各室の設備等
（３）口大野コミュニティ広場
（４）グラウンド及び夜間照明灯設備
（５）公民館周辺駐車場
（６）その他、口大野区所有施設設備並びに備品及び実費等

（使用の申請）
第３条　前条第１号及び第２号に記載する施設等の使用許可を受けようとするもの並びに活動団体等（以下「申請者」という。）は、口大野地区公民館施設等使用許可申請書兼許可書(様式第１号)を区長に提出し、許可を受けなければならない。
２　前条第３号及び第４号に係る使用は、申請者からの申し出により区が別に作成する施設使用状況申出資料に記入し施設使用を管理する。
３　前条第５号に記載する施設等を使用するものは、区長が別に定める土地使用（駐車場）賃貸借契約書を締結しなければならない

（使用の許可）
第４条　区長は、前条第１項の規定による使用許可は、施設等使用許可書を交付して行うものとする。ただし前条第２項による使用許可は区長が口頭で行う。
２　前項により許可書の交付を受けた申請者は、使用日までの執務時間中に区事務所において当該施設の鍵を受領しなければならない。
３　許可を受けた申請者は、施設内外の整理整頓、設備管理、火の用心、使用に応じたグラウンド整備等を履行しなければならない。

（使用料等）
第５条　前条の使用許可を受けた申請者は、施設使用日以降の執務時間中に鍵の返却と同時に別表に定めた使用料を納付しなければならない。
　ただし、通年契約の場合は当月使用料を月末最終使用後の鍵の返却時に一括納付することができる。
２　申請者が営利目的や布教活動等で公民館等を使用する場合は、前項で定めた別表の２倍の使用料とする。
３　前項での使用を除き区民外の申請者が公民館等を使用する場合は、第５条第１項で定めた別表の２倍の使用料とする。
　ただし、使用者の半数以上に区民が含まれる場合はこの限りでない。

（使用料減免）

第６条　町内会長が代表となり町内会活動に伴う会議等で施設を使用する場合は、冷暖房設備の使用料を除き使用料を免除する。

２　次の各号に記載する機関等については、施設使用料の全部又は一部を減免することができるものとする。ただし冷暖房設備の使用料は除く。

（1）地方公共団体等（消防・警察等の行政機関含む）

（2）口大野地区公民館、公益福祉活動団体等（社会福祉協議会、民生児童委員協議会、口大野区福祉委員会、および地区内の福祉活動団体（老人会等含む））

（3）口大野区内の農事組合等（国営推進委員会、農地環境保全委員会、区内農業水利組合等含む)、各町内山車（祭）関係団体、区内・各町内会小中学校ＰＴＡ協議会（区民外のPTAが参加し児童・学生等が同席する施設使用および児童・学生等の単独での施設使用を除く)。

（4）区民で組織する活動団体が使用申請する文化・スポーツ、福祉活動等（定期開催除く）での施設使用。ただし区民以外の者が半数以上出席する施設使用の場合は除く。

（5）区長または町内会長会議が認めた継続的な文化・スポーツ、福祉活動を実施する団体。

（附　則）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　口大野公民館施設等使用料規則（平成１４年９月１日施行）は、前項の施行日をもって廃止する。

様式第１号（第３条関係）

受付印

ロ大野地区公民館施設等使用許可申請書兼許可証

令和　　年　　月　　日

ロ大野区長　様

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地

使用申請者　団体名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ロ大野地区公民館等使用規則第３条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用日時等	年　　月　　日（　　）、午前・午後・夜間・一日 時　　分から　　時　　分まで
申請箇所等	２階集会室、会議室１・２・３・４、調理室、旧体育館 ＊上記使用箇所を丸で囲ってください。
緊急連絡先	緊急時電話番号（　　）

＊＊

ロ大野地区公民館施設等使用許可証

令和　　年　　月　　日

申請者　様

ロ大野区長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ロ大野地区公民館施設等使用許可申請について許可します。使用に当たっては同規則第４条の規定を順守し、下記使用料を鍵の返却時に納付して下さい。

記

施設名	使　用　基　準　等	使用料(円)	該当	減免
会議室 1.2.3.4	午前８時３０分～午後０時３０分または午後１時～５時	各 800		
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	1,000		
２階 集会室	午前８時３０分～午後０時３０分または午後１時～５時	各 1,000		
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	2,000		
調理室	午前８時３０分～午後０時３０分または午後１時～５時	各 500		
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	800		
旧体育館	午前８時３０分～午後０時３０分または午後１時～５時	各 300		
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	500		
合計使用料金（鍵返却時に納付すること）		円		

施設等の一日使用は午前と午後の合計額とする。夜間も引き続き使用する場合は、一日使用に夜間使用料を加えた合計額とする。

別表（第５条関係）

（１）集会室、会議室、調理室、旧口大野小学校体育館（注１・注２）

施設名	使　用　基　準　等	使用料
会議室 1.2.3.4	午前８時３０分～午後０時３０分又は午後１時～５時	各 800 円
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	1,000 円
２階集会室	午前８時３０分～午後０時３０分又は午後１時～５時	各 1,000 円
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	2,000 円
調理室	午前８時３０分～午後０時３０分又は午後１時～５時	各 500 円
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	800 円
旧体育館	午前８時３０分～午後０時３０分又は午後１時～５時	各 300 円
	夜間（午後５時３０分～午後１０時）	500 円

注１）一日使用は午前と午後の合計額とする。夜間も引き続き使用する場合は、一日使用に夜間使用料を加えた合計額とする。

注２）特に旧体育館を使用する場合、使用者の責任において整理整頓、火の用心を履行しなければならない。

注３）上記施設を文化福祉活動にて通年契約（年度）で使用する場合は下記表のとおり。ただし通年契約中であっても会場を変更し使用する時はあっては上記単独使用分を適用する。

施設名	使　用　基　準　等	使用料
会議室 1.2.3.4	年１２回迄の年額（12 回分の９割）	正規使用料の９割
	年１３回～２４回迄（1 回分の８割）	正規使用料の８割
	年２５回以上の年額（1 回分の７割）	正規使用料の７割
２階集会室	年１２回迄の年額（12 回分の８割）	正規使用料の８割
	年１３回～２４回迄（１回分の７割）	正規使用料の７割
	年２５回以上の年額（１回分の６割）	正規使用料の６割
調理室	年１２回迄の年額（12 回分の９割）	正規使用料の９割
	年１３回以上（１回分の８割）	正規使用料の８割
旧体育館	年１２回迄の年額（12 回分の８割）	正規使用料の８割
	年１３回以上（１回分の６割）	正規使用料の６割

（２）各室の設備等（冷暖房設備等）

使用設備名	使　用　基　準　等	使　用　料
茶器類等	会場使用に伴う湯沸し及び茶器類の使用は無料	無　料
冷暖房設備等	ｺｲﾝﾀｲﾏｰ方式（減免対象外）　＊2 階は 200 円／時	100 円／時

（３）口大野コミュニティ広場

使用基準等（注１、規則第６条第２項の各号を除く）	使　用　料
午前（8:00～12:30）または午後（13:00～17:30）	1,000 円
一日（8:00～17:30）	2,000 円

注1)使用基準等における時間帯は、日の出から日没までも各時間帯に適用させるものとする。

（４）グラウンド及び夜間照明灯

使　用　基　準　等（注１・注２）	使　用　料
グラウンド使用時（１許可につき）	200 円
夜間照明灯使用時（１夜間につき）　＊午後 10 時消灯	400 円

注１）区民の使用料は原則無料とする。ただし区民外が半数以上参加する場合は除く。

注２）個人使用のほか、第５条第２項及び同条第３項の申請者が会場使用のため駐車場として利用する場合はグラウンド使用料を徴収する。

（５）公民館周辺駐車場

使用基準等（注１・注２・注３・注４）	使用料
公民館裏舗装済み駐車場　１車両枠　年額	20,000 円
公民館前グラウンド隣接駐車場　車両１台相当　年額	10,000 円

注１）原則４月１日からの年間契約とし、１年ごとに更新する。
注２）契約及び解約時の使用料は使用月までの按分（百円未満切捨て）とする。
注３）同一契約者が２台以上駐車する場合は、上記契約額の１割を軽減する。
注４）駐車場の使用基準等は、普通車（軽自動車含む）を使用基準とし、中型車以上は注３の軽減を適用しない。

（６）その他、口大野区所有施設内の設備及び備品等

下記に定める表内に記載の無いもので、区長が使用を許可したものについては、区長がその都度、別に定める。

使用設備名	使　用　基　準　等	使用料
調理室設備品等	１回使用毎（調理室内備品全て一括）	100 円
ピザ釜	１回使用毎（薪代は別途 300 円）	200 円
東屋釜	１回使用毎（薪代は別途 300 円）	200 円
座椅子等	１回使用毎（１脚単位）	50 円
コピー使用料	１枚単位。ただしカラーコピーは５倍	10 円
プロジェクター	使用毎（1 回単位）	100 円
背負い式ブロアー	半日単位（混合燃料代含む）	500 円
高圧洗浄機	半日単位	400 円
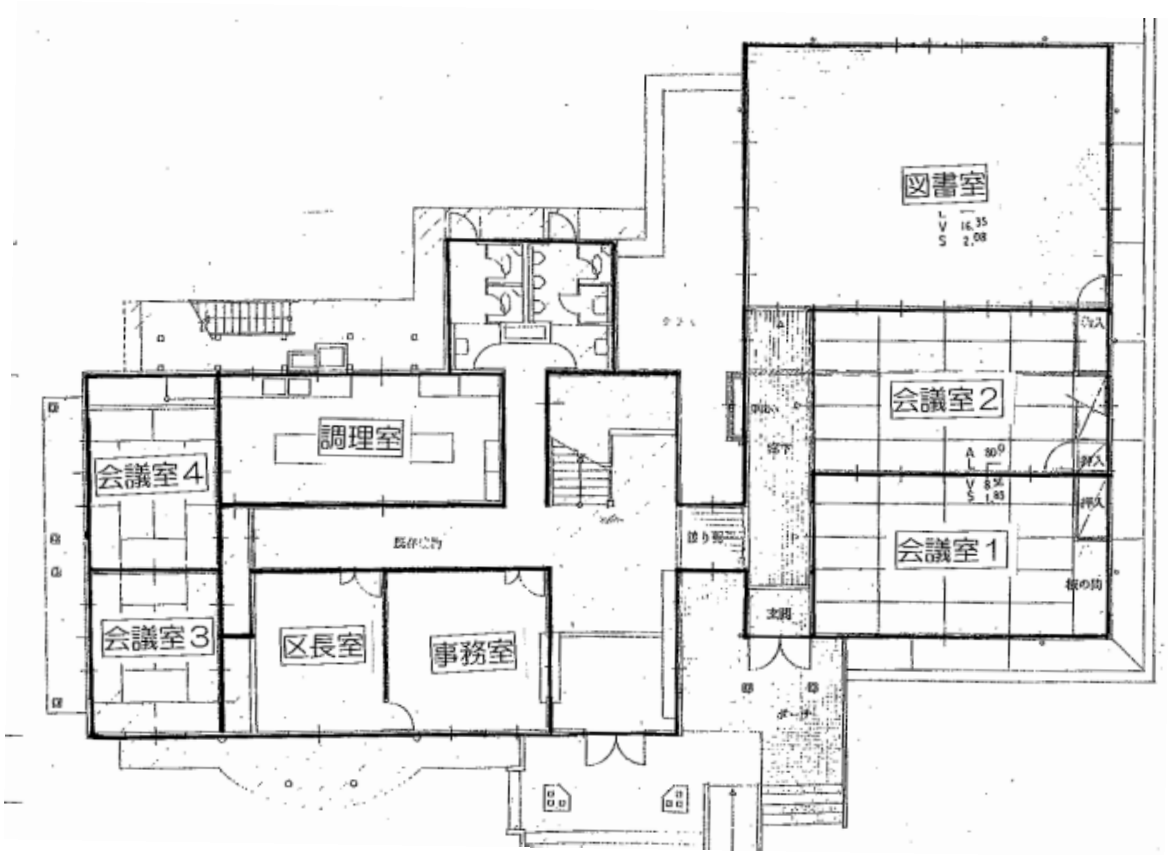
（参考）会議室